

教育再生会議合同分科会 議事要旨

日 時：平成19年11月6日(火) 9:00～11:00

場 所：官邸大会議室

出席者：大野官房副長官、山谷総理大臣補佐官、有識者13名、
荒木内閣府審議官他

(池田座長代理)

只今より教育再生会議合同分科会を開催する。本日のテーマは第二分科会での議論が中心であるので、私が司会進行を務めさせていただく。「農山漁村体験、自然体験活動、奉仕活動など体験活動の推進」、「体力向上とスポーツ振興」、「問題を抱える子供や家庭に対する教育、福祉、警察等の連携システム」の3つのテーマについて御議論いただきたい。最後に有害情報対策について、内閣府の荒木審議官から御説明いただくことを予定している。

初めに、「農山漁村体験、自然体験活動、奉仕活動など体験活動の推進」について御議論いただく。まず事務局から説明いただきたい。

<農山漁村体験、自然体験活動、奉仕活動など体験活動の推進>

事務局より、資料1「農山漁村体験、自然体験活動、奉仕活動など体験活動の推進について」についての説明

(陰山委員)

子ども農山漁村交流プロジェクトで、もともと農山村に住んでいる子どもはどうなるのか。

都市部に子供達を連れてきたときの具体的なメニューはどうなっているのか。

(山中副室長)

これは交流ということがあり、農山漁村の子どもを都会に、都会の子供を農山漁村に行ってもらふこととなるが、農山漁村の受け入れる側の態勢作りが手間がかかるので重点が置かれている。今のところ都会の子供が農山漁村に行ったときに体験するメニューの充実を図っているところであるが、しごと館などの体験施設もあり、都会に来たときにもいろいろと施設があることが前提となっている。

(陰山委員)

そういう施設は修学旅行等でも行くし、都市部には田舎の子供は行く。テレビでしか見られない有名なオリンピック選手に会うとか、劇団四季を見せていただくとか、地方の子供にも文化的なものにふれる機会を作っていただきたい。

(池田座長代理)

相互交流が大事だと思う。都会の子供達が農山漁村に行ったときに、地域の子供達と積極的に交流できるように、内容を詰めていただきたい。

(小谷委員)

農山漁村体験が最初出てきたときは、農業体験よりも、自然の中に身を置き、都会の中だけで育てている小さな価値観に囚われない子供になるようにという考えが含まれていたような気がするが、その趣旨を明確にした方が良い。

(海老名委員)

是非とも子供たちに自然の中に身をおき、農業、漁業含めて体験させたら素晴らしいと思う。都会暮らしの子には到底できないことなので。

(池田座長代理)

農山漁村体験、自然体験活動、それぞれいろいろなメニューがあつて然るべきだと思う。

(川勝委員)

都会と農山漁村の差をどう是正するかがポイントである。ベクトルを都会から自然の方向に変える。農水省の基本的な目標は食糧自給率を上げることだが、カロリーベースで4割を切っている。北海道の食糧自給率は200%以上、岩手、秋田、青森、山形にしても100%を超えているが、東京は1%、大阪は2%、神奈川は3%となっている。そして賞味期限が切れたなどで捨てている。その量は1,900万トンで全世界への食糧援助の3倍にもあたる。こういう生き方は果たしていいのか、もったいないという言葉と矛盾する生き方である。こういう生き方を子供達に継承してはいけないことから、農山漁村体験は不可欠である。

農村地域が受け入れ態勢を十分に整える、コーディネーターのような方を養成する。同時に、東京中心に向かっている流れを地域自立型ひいては地域分権型に変える。教育は地域が責任を持って地域ぐるみで地域の子供達を教える、それが魅力的だから都会の子供達もやってくるという方向に向かわせる。都会と農村の子供達が交流すれば良いというものではないと思っている。

(池田座長代理)

出発点には徳育に対しての1つのアプローチという側面もあったはず。

(門川委員)

京都市では小学校4年で一泊二日の山の家、5年で二泊三日の海の家、6年生は修学旅行、中1でまた一泊二日の山の家、2年で一週間の職場体験、3年で修学旅行といった形で全校で体験活動を実施してきた。

小学校で1週間の自然体験を全校でやろうと、来年はまず20校の小学校5年生が一週間の山の家、4年生で二泊三日の海の家を計画している。共通しているのは、自然、人間とふれあい、集団での生き方を学ぶ。同時にその間、テレビを見ない、ゲームをしないということである。

農業体験、漁業体験、都市と農村との交流など具体的なカリキュラムは、現場に任せたらよい。いくつかのモデルを作って、それを基にしながら学校や学校運営協議会で議論をして作り上げてもらう。この再生会議では、こうあるべきと固く考えないで、自然との交流、人間と人間の交流ということに視点をおく、そして集団を大事にする、その辺の視点さえ押さえれば良い。

（渡邊委員）

私の学校でも農村、自然、奉仕などトータルで中1から高3まで6年間で夢教育ということでやっている。

小学校、中学校の義務教育であるならば、これらの活動を通して、どういう子になって欲しいかという教育再生会議としてのコンセプトを明確にすることが大事だと思う。自然体験であれば、日本の農業、漁業の理解、命との関わりをしっかりと教えてからでないと、ただ体験をするだけでは効果が少ないという検証がある。社会体験、ボランティアもそうである。全体のグランドデザインから入るべきであると、実際にやりながら感じている。

（品川委員）

農村の子どもたちが自然体験をしているという前提があると思うが、地方に住んでいる子どもたちほど勉強に追われたりゲームやインターネット、携帯などにはまっていたりするというのが私の取材を通しての実感だ。地方に行くと子供たちが元気に外で遊んでいるかといえば決してそうとはいえない。都会と農村・漁村という2項対立は前提から考え直した方がよいと思うこともある。また、この事業の場合、地方に住む子どもたちはどういう学びがえられるのか。学びの機会の保障を忘れないでほしいと思う。

（張委員）

体験をしているときに、環境教育をするのが良い。白川村に宿泊施設を作って、全国から学生を呼んで環境の大事さを学ぶという取組をやっている。カリキュラムの中に環境教育を入れるべき。

（野依座長）

都市が田舎より良いという価値観を変えなければいけないと思う。価値観を少しでも是正する方策が必要である。何でもお金さえ出せば買えるという風潮があるが、子供達は、自分たちがどうして生きていけるのかを農山漁村に行って、少しでも知ってもらえば良い。

（浅利副主査）

都会の学校は、畑を持ってそこで作物を作る体験をするのがよい。地方の子供が都会にきて体験をするのも良い。

漁業を体験する、山に登るのも良い、工場に行って物が生産される過程を見るのも良い、文化体験として劇場にきて見るのも良い、そういうのを20パターンぐらい作ってその中から選んだら良い。専門家の委員会でパターンを作って、

そのパターンから選択できるようにするのが親切ではないか。

(陰山委員)

環境教育の絡みなどで教育課程の中にしっかり位置付けて、財政的な面、施設的な面もやっていただきたい。兵庫県でも自然学校をやっているが、現地の施設に丸投げされてしまう。レジャーになってしまう危険性もあり、趣旨が果たせるようなパッケージを作っていただくよう責任を持ってやってもらいたい。

(小谷委員)

環境活動というのは大賛成である。民間の子供の職業体験施設では本物と同じ職業体験が都会でできると人気が高く、早くから予約が入るような状況である。スポーツ関係の職業も入っているが、そういうところに農業活動も入れていただけるように働きかければ、都会の中でも味わえるという経験になるのではないか。

(品川委員)

国立大学の付属の学校では昔から畑を持っている所もあり、実際に児童生徒に農業体験をさせている。こうした取り組みはもっと一般の公立学校に広がっても良いのではないか。

(池田座長代理)

類型的なパターンをつくる、具体化が必要であるなど色々なご意見をいただいた。人間として、生きる、存在する、生活をするというような根源的な問題につながるので、教育的見地から、そうしたことを出発点においてこの問題に対応させていただければありがたいと思う。

< 体力向上とスポーツ振興 >

(池田座長代理)

次に体力向上、スポーツ振興に移りたいと思う。本日は、小谷委員から資料を御提出いただいているので、御説明をお願いします。

小谷委員より、提出資料に基づき、小学校の体育専科教員の増員、国の責務としてのスポーツ振興などについての説明

(池田座長代理)

続いて事務局から説明していただく。

事務局より、資料2「体力向上とスポーツ振興について」の説明

(野依座長)

スポーツも徳育と関係してくる。柔道や相撲など日本古来のスポーツでは礼

儀を習う、西洋のスポーツもスポーツマンシップがある。教育であるからその点を進めて欲しい。競争のための競争ではなく、日本人としての精神面の充実を加えて欲しい。

(陰山委員)

現場で武道の指導は積極的にはやらない。子供達の実態としてすぐ骨が折れる。雑巾がけをして、転んだだけで折れたことさえあった。スポーツの前に子供の健康、基礎的な体の調査を必要とする段階にきている。最近では武道はおろか、マット運動、鉄棒もほとんどやらなくなっている。

スポーツの振興は大賛成だが、健康調査の面からも子供達に何が起きているのかを専門的に調査して、国民のコンセンサスに応じていただかないと、実態としては難しい。

(門川委員)

京都市では、この10年間でスポーツ少年団が213から260に、指導者が741人から939人に、登録団員数が5,858人から7,957人に増えている。全小学校で3年から運動部活動を始めた。子どもの参加率も小4で48%、小5で63%、小6で65%に高まっている。教師の負担になっているが、地域のボランティアとより連携していきたいと思っている。それで体力の低落傾向に少し歯止めがかかった、良い傾向が見えてきた。

小学校の体育の専科教員も全校に配置はできないが、それを増やししながら、同時に教育委員会に柔道、剣道などの巡回指導を行う先生を置く。ドラマティチャーも置いて演劇の指導を行う。書道の先生も置ければ良い。

今の文部科学省の方針や教職員定数制度では教員は学校に置くことになっており、教育委員会に置くのは地方の独自予算でということになっているが、全校に置けないのだったら、教育委員会に置いて拠点校を指導しながら、多くの学校を巡回指導ができるようなシステムを作っていただければいいようにお願いしたい。

(品川委員)

小学校に体育の専科教員をという提案に賛成である。

基礎学力の向上も規範意識を身につけさせるのも、まずは基礎体力がベースとなる。体力があることで注意・集中が増すからだ。昨今の小学校を見ていると、スポーツ指導は熱心にやっておられるが、基礎体力を上げるということにどれほどポイントが置かれているのか。体育専科の先生には、ただ体力をつける、ではなく、その意味や先にある目的まで視野にいれて専門性に基づいた指導をしていただきたいと思います。

体力があがり、注意・集中が増すと同時に、組み体操でも剣道でもなんらかの集団性を伴う運動・スポーツをすることで仲間意識が芽生え、スポーツのルールを通して社会にもルールがあることを学び、子供同士の規範意識があがる。アメリカのニューヨーク州立大学での取り組みを取材したとき、社会規範を教えるためにまずはスポーツ、この場合はバスケットボールだったが、のルールを

教えることから始めていた。子どもたちの体力がどれだけ落ちているのか原因は何かという大規模な科学的調査は必要だが、子供たちは今生きている。今日できることから導入していく、食育などを合わせて考えていくことが必要だと思う。

(池田座長代理)

そういうお話を聞くと、体力向上のためにも、むしろ就学前教育、幼稚園や保育園の教育がもっと大切になってくると思う。

(品川委員)

子供のことを考えるとき、たとえば体力がないからスポーツや運動をやらせよう、食事を取らせようというだけでは語れない。周辺領域の専門知識が重要である。例えば体育の先生は管理栄養的な専門知識は学ばないであろうし、食育を実践しておられる先生は運動やスポーツの専門知識は学ばないであろう。子供の発達段階に応じて、周辺領域の専門知識を集積し最大限利用して効果を挙げることが子供たちの成長発達権を保障する大きな手段だ。その方法が今、問われている。

(浅利副主査)

劇団の若い女優はものすごく体力がある。これは3歳ぐらいからバレエをやっているからである。上からの教育ではなく、興味があることをやって体力を向上させることが重要である。

(小谷委員)

日本のオリンピック招致に関して、オリンピック選手の自分の出身地に戻ってスポーツを教えたり、オリンピックについて語ったりというふるさと特使の活動を47都道府県でこれからはじめる。これで地元にはスポーツ選手が行くというのがやりやすくなる。スポーツ界としては、オリンピック選手を派遣しますとアピールしているにもかかわらず、学校側は怪我が起きると困るから断るといった状況がある。

国として、スポーツ振興とか体力作りの重要性をPRしつつ、例えば放課後子どもプランなどの受け皿もつなげて組織立てて有効活用するためにも何か一元的な組織が必要だと思う。

(渡邊委員)

体力は明らかに落ちている。体力も学力と同じく目標設定をして、1年間の体育のカリキュラムを作ってそこまで持っていかうとするが、体育だけではどうにもならないということが分かった。食育・食事、運動、生活習慣、この3つをトータルで総がかりでやらないと体力というのは上がらないということが分かった。教育再生会議としてはやはりグランドデザインを提示するべきである。

学力テストと同じように体力テストをやって、各都道府県にミニマムスタン

ダードを提示して、それを下回るところは教育委員会に改善を求めるというような形にしていけないと。やはり体力も学力と同じぐらい大事だということ、トータルでなければ上がっていかないということを認識するべきであると思う。

<問題を抱える子供や家庭に対する教育、福祉、警察等の連携システム>

(池田座長代理)

次に「問題を抱える子供や家庭に対する教育、福祉、警察等の連携システム」に移りたいと思う。

品川委員と門川委員から資料を御提出いただいているので、御説明をお願いします。

品川委員、門川委員より、提出資料に基づき、従来の枠組みを越え、子どもを軸にした関係省庁機関の再編等についての説明

(池田座長代理)

続いて事務局から説明していただく。

事務局より、資料3「問題を抱える子供や家庭に対する教育、福祉、警察等の連携システムについて」の説明

(陰山委員)

現場で一本化するというのは当たり前だが、中央でも一本化されていない。教育における責任のある体系の一元的なプロ集団を作って欲しい。現場と中央とで持っている情報の乖離が非常に大きい。強力なプロ集団として、教育シンクタンクを整備して中央に置くことが必要である。

(海老名委員)

小学校段階からではなく、保育児、保育園から考えなくてはいけない。また、中学校に保健室があるが、衛生と心理の二人の先生が子供を見る必要があるのではないか。

(渡邊委員)

非行のスタートで連携しなくてはいけないのは警察と学校と家庭であるが、個人情報保護があり、警察から学校にスムーズに情報がいかない。これは行き過ぎた個人情報保護である。警察と学校と家庭と三位一体によって非行に対応していくことを確認し、教育再生会議として提案するべきではないかと思う。

(中嶋委員)

新しい教育基本法に幼児教育が位置付けられた、その精神を踏まえるという意味でも、就学前の幼児教育からきちんと一貫としたことが大事で、諸外国では当たり前のことである。発想の転換が求められる。

(浅利副主査)

こんなにシャープでダイナミックな議論を、このまま箱に入れて蓋をされて終わりではいけないので、報告にキャッチフレーズとして「中央教育シンクタンク」を作れということを提案した方がよいのではないかと。現在の教育環境のひずみを是正するものとして、子供達の教育の問題点を総合的に検討するという形で、最終答申の目玉にするべきである。それで省庁に分かれている機能を一つにつなぐということである。

(中嶋委員)

教育院という言葉がいいのか、教育シンクタンクがいいのか。

(門川委員)

教育院はネットワーク組織だと思う。この二、三十年の間で家庭、地域社会も含めて、子供の学びと育ちの環境があまりにも変わってしまった。典型的なのは急増する虐待、エイズの蔓延、ネット社会である。旧来型の善意を前提とした、強制力を伴わない指導だけでは限界だと感じている。必要なとき、必要な相手に指導して駄目なときは、強制力を伴った対応を行わなければ親も子供も不幸になる。子供の教育を保障するため、的確な指導が入り、時には強制力を伴う措置ができる、それができないと子供も先生も地域社会も崩壊していく。

そのためには、法的なことも含めた省庁の在り方の検討、行政審判として、子供のために迅速に判断していく少年家庭審判所を置くことを是非お願いしたい。今の家庭裁判所は、強制力を実態として行使できていない。

(白石委員)

考え方を整理した方がよいのではないかと。中央省庁の統合は時間もお金も力も必要。また中央教育シンクタンクというの、教育再生会議の提言が省庁の肥大化につながるという批判も出てくるのではないかと。思う。

今の時点でできることは何か、最短の時間、コストで最大の効果を出すには何をすれば良いかということスピーディに出していくことも教育再生会議の役割ではないかと思う。

色々な調査研究も既に行われているし、インターネット社会だからこそ情報共有できるようなインフラをどう作っていくかということも1つのアイデアではないか。長期的な視点と短期で今やれることの整理をお願いできればと思う。

(土居室長代理)

イギリスも省庁再編ではないが、専門家集団を重視している。専門家集団は教育関係者だけではなく児童福祉も含め子供を長期的にフォローしていく人、NPO法人なども入る。それから個人情報共有化もポイントになっている。

(品川委員)

このようなことが簡単にできるとは思っていないし、現場の事情をよく知ら

ない方が報道等でぱっと聞いただけでは「また新しいポストを増やすのか」というネガティブな印象を持ってしまうことであろうかと思う。だが、大事なことは、21世紀を生きる日本のすべての子供たちの成長発達権を、その子のおかれている環境や生来の特質などに一切関係なく、確実に平等に保障するにはどうすればいいのか、今何をしなければいけないのか、すべての大人がそれぞれの権益を越えて真剣に考えなければ手遅れになると痛感している。今回の提案、特に少年家庭審判所は、イジメ、虐待、認知と学習スタイルに応じた指導を受けることなど子供の成長発達権はもちろんのことだが、教師、保育士、児童自立支援施設の人たち、児相や教育委員会の人たち、地域の人々など現場で頑張る人たちを法的に守り、行政執行できるようにすることで具体的に支援する意味もある。現場の大人を支援することが結果的には子供の人権を守ることに直結する。少なくとも、現場がしんどい思いをしているということを教育再生会議は分かった上で議論をしていると世間に伝えたいとも思う。本気で子供のことを考えるのであれば、学力向上も規範意識も大事だが、より長期的なグランドデザインをどう出すのか問われているのではないか。虐待も非行もいじめも不登校も家庭内暴力もリスクも援助交際も読み書きがしんどい子もたくさん取材したが、すべて起こってからの対応だ。被害者・加害者が、子どもたちが悲しい経験をする前に何ができるのか。教育観を予防教育的なものに発想を変え、パラダイムシフトしていかない限りは、いつまでも何かが起こってからどうするかという後手後手の話になる。だから各周辺領域の専門家集団を作り、エビデンスベースで子供たちに効果のある、あるいは悪化しないプログラムとはどういうものなのか、提言していく国家レベルでの組織が必要なのだ。

親権が強いというのも日本の子供を巡る環境のネックになっている。日本は子供の権利条約を批准しているのだから、今こそ子供の人権を守るためにできることは何かというスタンスに立っていただきたい。家裁、つまり司法は行政執行ができない。結局、家裁が何か命じたとしても、教育現場や家庭内の具体的な対応は教師や児童自立支援施設の人など現場の人ということになる。子供の成長発達権を守るために必要な教育が予防教育であり、シンクタンクであり、強制執行できるシステムを作ることだと思う。初期投資がかかったとしても未来の医療費や社会保障費を減らすことができ、税収を上げることができる、そんな視点を持ってほしい。少年院などの矯正教育をこの機関に入れる理由は、少年院帰りというラベリングをさせないため、また法務教官たちが持っている教育ノウハウには学校や福祉施設などで使えるスキルがたくさんあるし、その逆もあるのに現状ではほとんど交流がないのがコスト的にも情動的にも無駄だと考えるからだ。

(川勝委員)

教育院と教育シンクタンクはレベルが違うものである。教育院は知の最前線、知の拡大を教育現場にどう落とし込むかという、どちらかといえばできる子に対する配慮であり、中央教育シンクタンクはどちらかといえば、落ちこぼれをださない教育のためのものである。2つの議論を1つの教育院に入れなくて、中央教育シンクタンクは別に問題提起する方が分かりやすい。

(池田座長代理)

これまでの経緯からいっても両者は違うと思う。

新しい子供の視点に立って色々な提言をしていく必要があるが、他方、大きな行革の流れの中で、どこまで取り組めるかということも意識しながら取りまとめる必要があると思う。

(陰山委員)

教育院と中央教育シンクタンクは一本化した方が良いと思う。十年に一度の改訂、つまり大きな議論を十年かけてやるという、中央教育審議会のシステムは今の時代に合わないと思う。中教審との絡みにおいて、未来志向で21世紀を担うための教育づくりがどうあるべきかということで根本から考える、まさしく教育再生会議ならばそれが提言できるのではないか。文科省からその提案はしにくいと思う。

<有害情報対策に係る内閣府ヒアリング>

(池田座長代理)

有害情報対策について、内閣府の荒木審議官から取組の現状等の御説明をお願いする。

荒木内閣府審議官より、資料4に基づき、有害情報対策の取組の現状等についての説明

(門川委員)

京都市でも全力を上げていろいろ取組を行っている。一週間ほど前にネットによるいじめがあり、いじめられた中学生が不登校になったということが大きく報道された。明日、携帯電話会社3社、PTA、市民団体、警察、教育委員会、校長会が集まってネットについての連絡会議を立ち上げる。関係者が努力すると共に国に対しても、携帯会社に対しても要望をしていく。

フィルタリングについては、ずいぶん言われてきたが認知度は19%に留まる。原則フィルタリングを掛けて販売し、申請によって外すという逆転の発想をし、そしてそれを法規制しなければならない。全国の小6の2割、中3の6割が携帯電話を持っている。そして、世界の悪と繋がっている。

家庭、地域ぐるみで一所懸命努力をしてきたが、やはり限界がある。法的規制が必要である。

(品川委員)

欧米ではフィルタリングは親の常識であるが、日本では広まっていない。親の義務にすべきではないか。子供に携帯を持たせるとき、パソコンを使わせるときに、法的規制を掛ける方向で検討していただきたいと思う。あらゆる悪、いじめ、反社会的行動、全部携帯とインターネットが窓口である。

以上